

# ○ 太田市外三町広域清掃組合会計管理者の事務の代理に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日

規 則 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 170 条第 3 項の規定による会計管理者の事務の代理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 会計管理者の事務の代理に関しては、太田市会計管理者の事務の代理に関する規則（平成 19 年太田市規則第 43 号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(太田市外三町広域清掃組合収入役の職務を代理する上席の出納員を定める規則の廃止)

2 太田市外三町広域清掃組合収入役の職務を代理する上席の出納員を定める規則（平成 17 年太田市外三町広域清掃組合規則第 1 号）は、廃止する。